



福島医発第618号(地)

平成21年 6月24日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

平成22～24年度院内助産所・助産師外来施設整備
補助金及び設備整備補助金に係る補助希望調査について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、標題補助金に係る補助希望調査を実施する旨、福岡県保健医療介護部長より別添のとおり連絡がありました。

本調査は、県において、平成22年度の補助にあたり、予算確保のための事前把握を目的として実施されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、対象病院及び診療所については、福岡県保健医療介護部医療指導課より直接連絡をしているとのことです。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

21医指第745号

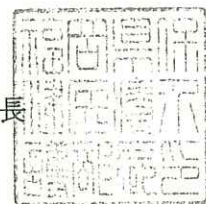
平成21年6月19日

社団法人 福岡県医師会長

社団法人 福岡県病院協会長 殿

社団法人 福岡県私設病院協会長

福岡県保健医療介護部長



平成22～24年度院内助産所・助産師外来施設整備補助金及び
設備整備補助金に係る補助希望調査について（通知）

初夏の候、本県の保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金に係る下記1の事業につきまして、別紙のとおり照会しておりますのでお知らせいたします。

なお、対象となる病院及び診療所につきましては、当課よりご連絡しておりますので申し添えます。

記

1 補助金名

- ①院内助産所・助産師外来施設整備補助金
- ②院内助産所・助産師外来設備整備補助金

2 添付資料

「補助事業概要」

「補助希望調査書」

「病院・診療所への照会文」

福岡県保健医療介護部医療指導課

担当 榊田

TEL 092-643-3276

FAX 092-643-3277



補助事業概要

1 目的

この事業は、妊産婦等の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するため、産科又は産婦人科の診療科を有する病院・診療所に「院内助産所」「助産師外来」（以下「院内助産所等」という。）の開設を促進することを目的とする。

「院内助産所」・・・緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行うもの。

「助産師外来」・・・医療機関等において、外来で、正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うもの。

2 補助対象

医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関等」という。）の開設者が、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合の施設整備及び設備整備を交付の対象とする。

（ただし、公立の医療機関等を除く。また、産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関等に限る。）

3 補助金額の算定方法

①院内助産所・助産師外来施設整備事業

（ア）対象経費

院内助産所・助産師外来の開設に必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

（イ）算定式

$$\text{建築面積} \times \text{建築単価} \times 0.33 \text{（事業区分による調整率）} = \text{補助金交付額}$$

※ただし、建築面積は30㎡、建築単価は

鉄筋コンクリート	141,400円	を限度とする。
ブロック	123,500円	
木造	141,400円	

②院内助産所・助産師外来設備整備事業

（ア）対象経費

院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費

（イ）算定式

$$\text{医療機器等の購入価格} \times 2/3 \text{（補助率）} = \text{補助金交付額}$$

※ただし、一品当たり10千円を下限額とし、1箇所あたり3,811千円を上限額とする。

4 留意事項

(共通)

1. 今回は補助希望調査であり、補助金の交付を約束するものではなく、今後、平成22年度における補助内容や補助要件が変更される可能性があること。
2. 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きに準拠しなければならない。
3. 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。

(施設整備)

1. 工事図面は、詳細設計であること。(変更の可能性が大きいものは不可) また、開設許可事項の変更許可申請書等に添付する図面と一致していること。
2. 事業計画の提出後は、原則、計画の変更(事業費・図面等の変更)はできない。ただし、建築基準法等の法的な要請により、変更が必要な場合は認められることもあるので、速やかに連絡すること。(なお、連絡が遅い場合には必要な変更も認められない場合がある。)
4. 補助額の多寡にかかわらず、入札結果を県に報告すること。(継続事業を除く)
5. 事業対象建物の所有者と開設者が一致していること。
6. 工事着工は、国からの補助対象事業としての採択の連絡があった以降であること。
7. 平成22年度末までに必ず竣工する工事であること。また、複数年度にまたがる工事であれば当該年度末時点の施工予定進捗に必ず達する工事であること。
8. 補助事業により取得し、又は効果の増加した不動産及びその従物については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例) 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造の病院の場合
建物・・・39年間 防壁・・・50年間

なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じること。

(設備整備)

1. 事業計画の提出後の設備の機種変更等はできないこと。ただし、事業計画提出後に、当該事業計画に係る設備等が製造中止等になった場合は、変更が認められることがあるので、速やかに連絡すること。
2. 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価額が単価50万円(民間団体の場合は30万円)以上の機械・器具については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例) 血液透析器・・・7年間 レントゲン(移動式等を除く)・・・6年間

なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じること。

5 今後のスケジュール

平成21年7月8日(水)

平成21年10月中旬

補助希望概要書の提出期限

事業計画書及び関係書類の提出

①事業計画書

②平成22年度に事業実施予定の場合は、平面図・見積書・カタログ等

補 助 希 望 調 査 書

(平成22年度～平成24年度)

医療機関名			
所 在 地			
開 設 者 名			
担 当 者 名			
連 絡 先	所属名	TEL	

1 院内助産所・助産師外来施設整備事業

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
計 画 の 有 無			
工 事 費			
予 定 工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
計 画 状 況	図 面 等 (有 ・ 無) 見 積 書 (有 ・ 無)		

2 院内助産所・助産師外来設備整備事業

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
計 画 の 有 無			
工 事 費			
予 定 工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
計 画 状 況	カタログ等 (有 ・ 無) 見 積 書 (有 ・ 無)		

※現段階で設計図面、カタログ等参考となる資料がある場合は、調査書に同封してください。

(注) 今回は補助希望調査であり、補助金の交付を約束するものではなく、今後、平成22年度における補助内容や補助要件が変更される可能性があること。

「公印省略」

21医指第745号
平成21年6月19日

各関係病院・診療所の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長

平成22～24年度院内助産所・助産師外来施設整備補助金及び
設備整備補助金に係る補助希望調査について（照会）

初夏の候、本県の保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県においては、院内助産所・助産師外来施設整備事業及び院内助産所・助産師外来設備整備事業に係る経費の一部を申請に基づき予算の範囲内において、交付しているものです。

つきましては、平成22年度の補助にあたり、予算確保のための事前把握が必要となりますので、補助を希望される場合は、下記の書類を平成21年7月8日（水）までに提出いただきますようお願いします。

（補助を希望されない場合は回答不要です。）

また、23～24年度に補助を希望される場合は、参考としたいので同様に提出いただきますようお願いします。

記

1 補助金名

- ①院内助産所・助産師外来施設整備補助金
- ②院内助産所・助産師外来設備整備補助金

※事業内容・留意事項等については、別紙1「補助事業概要」を参照してください。

2 提出書類

別紙2「補助希望調査書」及び参考資料

3 提出先及び連絡先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部医療指導課看護指導係 担当 榊田

TEL 092-643-3276 FAX 092-643-3277